

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：35301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02024

研究課題名(和文) 価値合理性の復権 とくに新カント学派の規範概念を中心に

研究課題名(英文) The restoration of the value-rationality: mainly on the concept of the norms particularly in neo-Kantianism

研究代表者

九鬼 一人 (Kuki, Kazuto)

岡山商科大学・法学部・教授

研究者番号：30299169

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：新カント学派の思想をヘーゲルとの対照において描き出し、ジンメルを精査して価値存在論のタイポロジーを呈示した。こうした背景を下敷きにして、ヴェーバーの価値合理性にアマルティア・セン的な主体性の観点から考察し、自己決定の契機を探り当てた。リッカート認識論は、カント的な「義務論的認識論」の自己決定とともに、現象学的な一致説の傾きをもつことを、この作業から指摘しえた。さらにデイルタイとの対質をつうじ、前科学的個体という「所与」に対する、決定をたどることで認識が成形されることを明らかにした。そしてフレーゲ的な一致説を考慮するなら、リッカート認識論は真理の余剰説に蟬脱することを考究した。

研究成果の概要(英文)：I drew the thought of Neo-Kantianism in contrast with Hegel's. Examining fully Simmel, I presented a typology of the value ontology. Relying on the survey of such a background, I considered value-rationality of Weber in terms the Amartya Kumar Sen-like agency concept, and hunted out a momentum of the self-determination. From this study, on Rickert's epistemology, the tendency of the phenomenological coincidence theory could be pointed out as well as self-determination of the Kant-like "deontological epistemology". Furthermore, through the confrontation with Dilthey, I clarified Rickert's recognition was molded, following my inspection of the decision for "data" called prescientific individuals. Then I took the Frege-like coincidence theory into account, so I observed that Rickert's epistemology cast off the skin towards a redundant theory of truth.

研究分野：思想史

キーワード：リッカート 規範概念 価値合理性 自己決定 心理主義 余剰説 ヴェーバー フレーゲ

1. 研究開始当初の背景

新カント学派は、基本的に目的論をとって認識の目的を(真理)価値と定めた(目的合理性の重視)。他方、超越的当為が規範的に認識(判断)を統制する点について言えば、目的合理性から価値合理性に着眼点を変える必要がある。本研究では新カント学派の規範概念が、センの抉り出す行為主体相関性をもつことに注目して、それを価値合理的/「非帰結主義」的に把握する途を探った。こうした枠組みに、新カント学派の真骨頂を見いだそうとした。

「補助」を受ける前に、これらに関して、「リッカートの超越的当為——転移するロゴス(1)・(2)」(『岡山商大論叢』第48巻3号, 1-34頁。第49巻3号, 1-52頁。のちに改稿してHPに掲載)で、認識論史的に立ち入って論じた。判断のさい選択肢が豊富である(「豊富な機会集合」)にもかかわらず、あえてその選択肢を選りすぐるところに、超越的当為に則したリッカートの判断論が、厚生経済学の「非帰結主義」と通じる側面を見てとれる。それゆえリッカートにおいて、規範に導かれる判断行為にあっては、行為主体相関的に、その選択肢の分かれ道に立たされる。これは、価値観に見合う行為を一定の範囲内で、行ってよいという自己決定に呼応している。そうならば「非帰結主義」と、主観的価値観(もしくは価値合理性)との関係も視野に収められるだろう。こうした見通しから、(判断論を含めて)新カント学派の規範概念の研究に臨んだ。

2. 研究の目的

研究の要石となるのは、ヴェーバーの価値合理的倫理の評価である。相互に排他的で、結合すれば網羅的となる帰結 x の全体集合を X ($X \ni x, y, z, \dots, n(X)$ を X の要素の数として、 $3 \leq n(X) < \infty$ とする)と、 X の非空な有限部分集合全体の集合族を K とする。 K の要素は A, B, C, \dots によって表わされて、それぞ

れ機会集合と呼ばれる。価値合理主義者として、機会集合の豊富なもの、いわば「選択肢の大海」中から、規範(当為)という主観的価値観に即して選ぶ傾向にある「非帰結主義者」を、とくにとりあげた。それは、機会集合の貧しいものから選ぶ、観察者中立的(cf. Sen, Amartya K., 1982, "Rights and Agency", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 11, pp. 3-39.)な目的合理主義者と対比できる。既発表論文「非帰結主義者の簡便法的解釈について」(2014, 『科学哲学』第47巻2号, 69-85頁。)から引けば、「非帰結主義者」は(目的合理的)「厚生の-帰結」の「観察者中立的」な吟味をあえて断念し、主観的価値観をベースに置いた規範に依拠する。かくのごとき規範観は、公の利益にうったえる「世界の善」よりも、「非厚生の-帰結」に基礎を置くから、自己の価値観で完結している分、合理的である。

このような文脈でリッカート認識論の超越的当為を価値合理的に解釈することを試みた。ちなみにリッカート-フレーゲ関係にわたる先行研究として Gabriel, G., 1986,

"Frege als Neukantianer", *Kant-Studien*, Vol. 77, S. 84-101. がある。そこでつとに説かれるようにフレーゲは、価値哲学者としての一面をもつが、彼をリッカートと照らし合わせるという方法をとることにした。フレーゲの「思想」のごとき、(Frege, G., 1918, "Der Gedanke. Eine logische Untersuchung". In: *Beiträge zur Philosophie des deutschen Idealismus*. Verlag der Kenerschen Buchhandlung, Band I: 1918-1919, S. 60.) 問いとの呼応性を、リッカートの超越的意味(=Sinn)においても見逃すことができない。このように真理概念が、判断行為的次元に移行していること (Gabriel, G. & Schlotter, S., 2013, "Von der Abbild-zur Anerkennungstheorie der Frege im Neukantianismus", in: Kubalica, T. (Hrsg.), *Bild, Abbild und*

Wahrheit, von der Gegenwart des Neukantianismus, Würzburg: Königshausen und Neumann, S. 23-39.) に徴すれば、フレーゲ/リッカートのとった途は、個人が価値判断に即して価値の高みへと向かう判断行為論であった。このことは判断論プロパーでは、余剰説へと移行することを意味するとともに、広い文脈では「厚生的-帰結」の追求とは別の位相の価値合理性を志向することであった。

3. 研究の方法

「世界の善」と緊張関係にある価値合理的な「自己善」の理論が、前者に対して次善の倫理的選択肢として通用する状況を限定するとともに、それを厚生経済学と整合的なかたちで擁護した。そうして、ありうべき価値合理的規範のかたちを追求するという方途をとった。

新カント学派資料の渉獵によって以上の志向の背景を探った。そのさい超越論的観念論と経験的实在論の接点を探り、暫定的には、一致説としてリッカート認識論を描き出した。

■価値による構成。リッカートの所知は、超越的当為という価値に導かれつつ、「知覚」-「このもの」-「現実」に一致する認識が構成されてゆく。このことを *Gegenstand der Erkenntnis*, 1. ~ 3. Aufl. *Grenzenl.* / 2. Aufl. のテキストにてらしあわせて検討した。あわせてとくにその規範概念について、ジンメルとの異同も、研究協力者(廳茂氏)とともに掘り下げた。この点検は、20世紀初頭の社会科学中の規範概念を考えるための必須の手続きであった。

■判断行為における規範性。例えば村田純一, 1988, 「实在論の新たな根拠? - ギブソンの生態学的实在論を手掛かりとして」 『昭和62年度科学研究費成果報告書-实在論と反实在論』45-55頁が論ずるように、突拍子

もつかない他の判断が手元にあるときでも、判断者Aによって判断は下されること、つまり「私」以上の「意識一般」Rに扮したとき、あたかも他者の判断をとおして評価できるという「ふり」が要請される。言い換えれば、判断Pを下したならば not-P と、嘘をつく可能性があったにもかかわらず、その判断の可能性を腹の中に飲み込んで断定するのである。このように捉えなおすとき、行為主体相関性の議論を媒介にして、「義務論的認識論」の骨格を描ける。とくにドイツ語版デイルタイ全集第24巻をひもといて、それと対照しつつ、明らかにした。

■一致説を超えて。もちろん価値による構成といっても、リッカートは形而上学的に「大なるもの」を導入したのではない。規範(当為)という「形式」は、カントが公認する一致説のなかで、「現実」と合致する。フレーゲの以下の言はそのまま、リッカートにも当てはまるだろう。「私たちは〔それを表わすのに〕「真」という語を必要としない。……それ〔主張文の形式〕が主張力を賦与するなら、「真」という語ももはや言い立てられない。まじめに語っていないときに、その語〔真理〕が現われる」(Frege, G., 1918, *op. cit.* S. 63.)。同様の見とおしに立って、妥当の承認説を一致説の「呪縛」から解放する方途を探った。

4. 研究成果

本研究では、とくに1909年(「認識論の二途」)から1921年(『哲学体系第一部』)にわたる中期リッカート哲学を中心に、新カント学派の規範概念、さらにそれを支える価値合理性の発想を検討した。本研究では、価値合理的規範に対する自己決定に焦点を絞り、リッカート認識論を「義務論的認識論」と捉えることを試みた。倫理的にはヴェーバー・価値論的にはジンメル・認識論的にはデイルタイとの対質をつうじ、価値合理的規範概念

を定位することができた。成果の骨格は次の通り。

内篇

一、新カント学派概説 「新カント学派の遺産・転位するロゴス」HPに掲載。

二、リッカート認識論 「価値のタイポロジー—超越的当為の定位」

三、ディルタイ対リッカート「リッカート解釈の冒険」

外篇

四、規範の諸相

①合理性「非帰結主義者の簡便法的解釈について」既発表

②倫理「価値合理性と「自己善」の重なるところ／はみだすところ」

③超越的当為「リッカートの義務論的認識論—誠実性と自己決定のはざまから見えてくるもの」

五、規範の形式的契機「加藤泰史論文の批判的継承」

六、真理論 「リッカートの真理論」

■新カント学派概説～ヘーゲルとの対質において。新カント学派認識論の哲学的俯瞰を内篇一で試みた。*semper apertus* 所収のWiehl, R. 論文(1985)に依拠しつつ、新カント学派の価値哲学がヘーゲル哲学を踏まえながらも、いかに唯心論／観念論と対決し、それらを超越論的観念論＝経験的実在論のかたちで、乗り越えていった様を描き出した。浩瀚な Krijnen, C. 2001 のリッカート研究 *Nachmetaphysischer Sinn*, Würzburg:Königs-hausen und Neumann. を検討し、その書が説く相関関係は、リッカートの超越論的主観-客観的価値を正確に反映していない(クライネンが誤解するように、客観的価値は超越論的主観の相関項でない。『認識の対象』第2版, S. 26.) ことを指摘した。そして現象学に接近した中期のリッカート哲学を辿り、そのノエシス／ノエマ的分析を追跡した。外篇五をノエマ論として改作してとり込み、ノエシ

ス論である外篇四・③、外篇六への架橋を見ずえる。認識論と合理性理論の接合という観点から補足しておくなら、新カント学派は、『判断力批判』に範をとり、目的合理性に相応の配慮を払った。しかしその一方で認識論の場合でさえ、個々人に内化された価値合理的な要素を説いたところに、新カント学派の意義を見いだせる。

■リッカート認識論～ジンメルとの対質において。価値の類型論のアプローチをとり、とくにジンメルの価値概念とリッカートのその共通性を探った。リッカート／ジンメルの認識論が、「嘘」・饒舌・逡巡という背馳の可能性に晒されるなら、客観的に妥当する判断をいかに保証しうるか、という大問題に出会う。もとより排中律を前提にするなら、実在論的枠組みに仮住まいせざるをえまい。他方リッカートは、ジンメルに顕著なように、主観的な価値の現われ=心理主義をイメージネールな踏み台としながら、同時に実体に即応する判断を承認する。この判断の「両義性」を指して、「ふり」と呼んだ。「義務論的認識論」は、主観的／心理的には背馳の「ふり」の可能性を辿りながら、可能的な認識からの切り取り [=自己決定] を行うのである。ゆえにリッカートの〈決定主義〉は、実体主義と心理主義が促す。なお廳茂氏より指摘された、そのヴェーバー的論調が、以下の価値合理性研究の導きの糸となった。

■価値合理性 ～ヴェーバーとの対質において。既発表論文「非帰結主義者の簡便法的解釈について」(外篇四・①)では、「非帰結主義者」が、(目的合理的)「厚生の-帰結」の「観察者中立的」な吟味をあえて断念し、価値合理的に主観的価値観をベースにおいた行動規範に依拠することを明らかにした。その延長上に、価値合理的倫理を「自己善」の倫理と捉え、日本倫理学会にて発表した(外篇四・②)。仮に低幸福しか享受しえず、社会的幸福の実現を「行為主体相關的」／「非

帰結主義」的になおざりにする、とある大学教職員組合員たちがいるとしよう。彼らにとっての、倫理の〈かたち〉は、「自己善」の一類型として把握できよう。さらに、非厚生主義に則る行為者が、「厚生の-帰結」の吟味をあえて断念し、価値観基底的に「非厚生の-帰結」（例えば「非移転的-結果」）を選択することでさえ、有意味であることを見届けられる。（センの標準的規定では帰結主義とされないが、）これを「非厚生主義的」な広義の〈帰結主義〉とあえて捉え、自分の帰結を除外した厚生主義的な「世界の善」に対抗する倫理的選択肢と見なした。こうした広義の〈帰結〉に則して自己を形成してゆく「自己善」への志向は、自己関心に拘泥する以上、まったく意味で倫理的とは言えない。だがしかし、他者の幸福の限界を、価値観的要素の面で補償をしてゆく合理的含意をもつから、低幸福総量という条件での次善の解ではないか、と示唆した。

■リッカートの真理論

～カントとの対質において。カント研究会でカント的な自律をお手本にして、リッカート認識論を追跡する発表を行った。規範（当為）に導かれる判断では、逡巡せざるをえない。すなわち、普遍的主観性に対する超越的当為の妥当に誠実に与ろうとしながら、他人と誠実な関係性を結べないというアポリアを抱え込んでしまう。リッカートは、超越的当為を価値実体の主観的な側面、もしくはその主観へのかかわりとして規定しつつ、カントの炯眼を配慮して、それを超越論的条件として位置づけた。先に述べた「ふり」という表現を借りれば、リッカートの「義務論的認識論」は、他者に対しても誠実な認識を啓くとはいえ、自己決定の「ふり」をする。この解釈には、研究協力者の加藤泰史氏より、自己決定の狭窄に陥っているという批判を賜った。その批判を引き受けて、カントとは袂を分かつかもしれないが、考えうるかぎりの個人主義

的解決の道を探った。

～ディルタイとの対質において

・一致説 リッカートの所知は、超越的当為という価値に導かれつつ、「知覚」-「このもの」-「現実」と構成されてゆく。判断者を i とすると例えば判断(1) $U_i(\exists y)(y \text{ ist blau})$ (U は「判断する」)において構成される内在的な「知覚」の段階で、青さの質料的な要素のみならず、青さの形相的な本質も経験的に入ってくる。(青い)「知覚」はこのように、内在的でありながら、価値アプリオリ(規範)に導かれて、それを超えてゆく。(青い)「知覚」ばかりではなく、「現実」 α は経験内在的であるがゆえに、アプリオリな価値を導きにしてなされるデレの判断(2) $(\exists x)(x = \alpha)$

[一致の図式]は、判断者 A の内在性を超え、経験的実在に触れている。例えば Meerbote, R., 1995, Rickerts Auseinandersetzung mit dem Riehlschen Realismus, *Kant-Studien*, Vol. 86. では、Meerbote は判断(1)の内包的文脈からは判断(2)の「現実」 α に上昇できないと言っている。その経験的実在論 (=超越論的観念論) の階梯をのぼることで、リッカート認識論は、「前科学的個体」を一般化的方法/個別化的方法という学的概念構成の「所与」(Rickert, H., 1905, *Geschichtsphilosophie*, S. 63. Gr=『自然科学的概念構成の限界』Gr1, S. 379: Gr. 2, S. 342.)として扱い、[一致説的] 経験的実在論の構図に接近しているとも、解釈できる。

・承認説 外篇六で論じたように、人格 i が判断 P を下したならば $\text{not-}P$ と、嘘をつく可能性があったにもかかわらず、その判断の可能性を腹の中に飲み込んで断定したのである。このように捉えなおすとき、「意識一般」 R に扮して、あたかも他者の判断を介する「ふり」を介して承認する。ディルタイとの対質(外篇三)をつうじ、「所与」に対する自己決定=承認を辿ることで、認識が成形されることを論じた。——超越的当為が構成的に介

入することを、判断(3) $U_R(\exists x)(x=\alpha)$ [承認の図式] で標せる。

～フレーゲとの対質において

・余剰説 リッカートをフレーゲと外篇六で、照らし合わせた。例えばフレーゲにとって真であることは、実は意義の述語とは見なされない。というのも意義を真と承認するさい、一致 [してそれを表示] する述語は必要でないからである。つまり「真理の余剰説」の先駆者フレーゲ(Kubalica, T., 2012, “Die Ab-bildtheorie bei Rickert und Cassirer“, in; Krijnen, Ch., Noras, A. J. (hrsg.) *Marburg versus Südwestdeutschland. Philosophische Differenzen zwischen den beiden Hauptschulen des Neukantianismus, Studien und Materialien zum Neukantianismus*, Würzburg: Königshausen&Neumann, Bd. 28, S. 97-114.)と同様、リッカートの承認という所為は主張文の形式のなかに表われている。したがって承認とは、あえて言い立てる必要のない余りものである。すなわちこれを図式的に表わせば、 $U_R(p) \leftrightarrow p$ [余剰の図式] ということになる。このように論理的整合性を追求すれば、リッカート認識論は、一致説から承認説を経て、余剰説へと改訂できることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

①九鬼一人、「リッカートの真理論」『岡山商大論叢』、査読無、第 53 卷 2 号、2017、1-32.

②九鬼一人、「価値のタイポロジー—超越的当為の定位」『岡山商大論叢』、査読無、第 53 卷 1 号、2017、1-25.

③九鬼一人、「加藤泰史論文の批判的継承」、『岡山商大論叢』、査読無、第 52 卷 1 号、2016、1-22.

④九鬼一人、「リッカート解釈の冒険」『ディルタイ研究』、査読無(招待論文)、26 号、2015、34-55.

[学会発表] (計 2 件)

①九鬼一人、「価値合理性と「自己善」の重なるところ／はみだすところ」、日本倫理学会(弘前大学)、2017/10/7.

②九鬼一人、「リッカートの義務論的認識論—誠実性と自己決定のはざまから見えてくるもの」、カント研究会(京都文化教育センター)、2017/3/11.

[図書] (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

http://www.osu.ac.jp/~kazuto/scientific_research.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

九鬼 一人 (KUKI Kazuto)

岡山商科大学・法学部法学科・教授

研究者番号：30299169

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

高橋 文博 (TAKAHASI Fumihiro)

就実大学・教育学部・教授

研究者番号：70116474

廳 茂 (CHOU Shigeru)

神戸大学・国際文化科学研究科・教授

研究者番号：10148489

加藤 泰史 (KATOU Yasushi)

一橋大学・社会学研究科・教授

研究者番号：90183780

香月 恵里 (KATSUKI Eri)

岡山商科大学・経営学部商学科・准教授

研究者番号：90258202